

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、信用金庫法第十八条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(連結の範囲)	(連結の範囲)
<p>第七十六条 前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表についてでは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十九条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、信用金庫連合会が法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十五号又は第十六号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>第七十六条 前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表についてでは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十九条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、信用金庫連合会が法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	